

各地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会における各関係団体の取組の概要

団体	取組
環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・掘り起こし調査マニュアル第2版(法改正対応、フォローアップ調査方法の追加、対象機器リストの更新) ・法届出データとJESCO登録データのマッチングによる未登録事業者への働きかけの要請 ・パンフレットの改訂 ・PCB廃棄物の適正な処理に関する説明会(環境省・経済産業省共同開催)
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物の適正な処理に関する説明会(環境省・経済産業省共同開催) ・産業保安監督部における取組(別紙)
電気保安協会	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が行う掘り起こし調査について、協会と契約している顧客の相談対応 ・全自家用電気工作物設置者を対象にPCB機器の掘り起こし調査を開始 ・全事業所長会議、各職員研修において顧客への早期処理について助言の徹底を指導 ・定期刊行している広報誌にPCB廃棄物の早期処理について記事を掲載し周知 ・顧客の設備の定期点検時に未確認となっている対象機器が無いかの再調査 ・PCB含有機器を使用している顧客へは機器の取り替えを催促 ・全事業場の現場管理者に対する集合教育において、PCB廃棄物の期限内での早期処理促進及び今後の法改正動向について周知 ・関係する自家用電気工作物設置者に対して、月次点検等の訪問時に協会作成のリーフレットを配布し、重点事項の説明を行い、早期処理について周知
電気管理技術者協会	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が行う掘り起こし調査について、関係している自家用電気工作物設置者の相談対応 ・全会員を対象とする高濃度PCB含有電気工作物の保管及び使用実態に関する調査を実施 ・月次点検の際に行政機関が作成したパンフレット等を配布し、早期処理の周知 ・事業者向けの電気技術講習会において、「PCB廃棄物の処理」「微量PCBの現状の課題と今後の方向性」について説明 ・関係する自家用電気工作物設置者に年次点検報告書の際に行政機関が作成したパンフレットを配付し周知 ・広報誌に自治体による掘り起こし調査への協力や早期処理について記事を掲載し周知 ・会報誌に「PCB廃棄物を保有する事業者の責務」と題し、特別措置法の概要等の記事を掲載して会員に周知 ・協会の会員向けサイトに産構審電力安全小委員会及び環境省HP「PCB廃棄物処理」等PCB処理関係のリンクを設置 ・メルマガ、HPを活用して早期処理の周知を徹底 ・協会本部より高濃度PCB機器に該当する電気機器の型式等のデータのリソースを確認
日本電機工業会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本電機工業会のHPや会員各社のHPにPCB使用製品の判別について情報の掲載及び相談窓口の設置 ・PCBに関する連絡会やPCB廃棄物早期処理検討会等の委員会への参加 ・SCF(システムコントロールフェア)にて、環境省作成のパンフレットを配布し周知 ・パンフレット作成を検討中
日本照明工業会	<ul style="list-style-type: none"> ・「PCB使用照明器具に関する情報」のチラシを5万部作成し、地域版早期処理連絡会や各地自治体説明会で配布しPCB使用安定器の判別等について普及啓発 ・ホームページ「PCB使用照明器具に関する情報」を全面刷新し、問合せ窓口等の情報提供 ・照明器具、安定器の問い合わせに、専用電話を開設(1日10本程度問合せあり) ・新たに掘り起こし調査に協力できる体制を構築し、実施 ・環境省の掘り起こし調査マニュアル第2版改訂及び照明器具の買い替え効果の調査に協力 ・環境省及び経済産業省が開催する説明会資料作成に協力 ・JESCOの処理手続きの改訂に協力 ・日本教育新聞にPCB使用照明器具の再確認・処理の徹底について記事を掲載及び古い照明器具取替えお願いの広告を掲載し学校関係者に周知(4月)。また、7/18付号で記事と広告を掲載 ・以下の業界紙等への記事掲載 <ul style="list-style-type: none"> 「設備と管理9月号」(発行部数4.2部) 「電気と工事9月号」(発行部数6.3部) 照明工業会の会報(9月、900部) 日本電設工業協会機関紙(8月、会員数877社) 日本電気工事工業組合連合会機関紙(9月、会員数34,856社) 全日本電設資材卸協同組合連合会の機関紙(10月) 月刊ビジネスアイ エネコ 地球環境とエネルギー11月号(10月) ・平成28年度電気主任技術者研修会(中国地方5県12か所)で「PCB使用照明器具に関する情報」のチラシ1400部配布し活用 ・全国19カ所で開催される「平成28年度PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会」でパンフレット3種類配布
JESCO	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州事業地域における処理料金値上げの中止 ・特例処分期限日に関する届出の添付書類の内容の整備

各地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会における各関係団体の取組の概要

産業保安監督部	掘り起こし調査	未処理事業者へ早期処理促進	周知
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物設置者データベースの精度向上 ・自治体等からの問い合わせに際した情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・課電自然循環洗浄に係る指導(1事業者作業中) ・立入検査時の指導及びパンフレット配布 ・来客対応時のパンフレット配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・部主催の主任技術者会議等における資料配布(1月、78名、7月350名)。今後、10月、11月、2月実施予定。 ・関係団体主催のセミナーでの資料配布(2月、166名)。今後、2月実施予定。 ・ホームページに情報掲載、バナー表示による情報一元化、窓口でのパンフレット配布
関東東北 (東北支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物設置者データベースの精度向上 ・「PCB電気工作物の届出に係る情報提供依頼」に基づき情報提供(平成28年10月時点16件) ・自家用、電気工事業者に対する立入検査時に、PCB電気工作物の有無について確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用、電気工事業者に対する立入検査時に早期処理促進を周知 ・PCB電気工作物使用中の事業者が申請や問合せの時に計画的に廃棄、処理を行うよう説明 ・来客対応時等で環境省のパンフレットを配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物設置者及び電気主任技術者セミナーにおいてパンフレット配布 ・上記セミナーにおいてPCB届出様式、PCB廃棄物の処理期限等について周知(計10会場、約3,800人) ・電力安全課内に環境省のパンフレットを常置し来客者へ周知 ・電力安全課メールマガジン(平成28年10月現在登録者数:約1500件)にPCB含有電気工作物の早期処理について配信
関東東北	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物設置者データベースの精度向上 ・「PCB電気工作物の届出に係る情報提供依頼」に基づき情報提供(平成28年10月時点16件) ・自家用、電気工事業者に対する立入検査時に、PCB電気工作物の有無について確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用、電気工事業者に対する立入検査時に早期処理促進を周知 ・PCB電気工作物使用中の事業者が申請や問合せの時に計画的に廃棄、処理を行うよう説明 ・来客対応時等で環境省のパンフレットを配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物設置者及び電気主任技術者セミナーにおいてパンフレット配布 ・上記セミナーにおいてPCB届出様式、PCB廃棄物の処理期限等について周知(計10会場、約3,800人) ・来客者へ環境省のパンフレットの配布や計画的な処理について説明し周知 ・電力安全課メールマガジン(平成28年10月現在登録者数:約1500件)にPCB含有電気工作物の早期処理について配信
中部近畿	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物設置者データベースの精度向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・課電自然循環洗浄の適正な適用の指導(2件実施) ・自家用電気工作物立入検査時に、PCB電気工作物の有無について確認し、PCB特措法に基づく期限内の処分義務等を説明(19件実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにてPCB廃棄物の期限内処理について周知 ・来客者へ環境省のパンフレットの配布や計画的な処理について説明し周知 ・電気使用安全月間の講演会においてPCB廃棄物の期限内処理について周知(8月)
中部近畿 (近畿支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物設置者データベースの精度向上 ・「PCB電気工作物の届出に係る情報提供依頼」に基づき情報提供 ・自家用、電気工事業者に対する立入検査時に、PCB電気工作物の有無について確認(25者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用、電気工事業者に対する立入検査時に早期処理促進を周知 ・窓口対応時に環境省のパンフレットや中小企業等の助成のパンフレットを配布 ・電話相談時に早期処理について説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気保安法人、電気管理技術者団体等を対象とした自家用セミナーにおいて、改正電気事業法関係省令等の概要について説明(3/14~15、133名参加) ・7月の電気使用安全月間セミナーにおいて、自治体、JESCOにも説明者として参加していただき、改正電気事業法関係省令等の概要をはじめ、「PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の適正処理等について」、「高濃度PCB廃棄物の処理手続きについて」の説明(全11会場、出席者延べ1,866人) ・ホームページやマガジンにおいてPCBに関する情報を周知 ・電力安全課内やエレベータホール等に環境省のパンフレットを常置
中部近畿 (北陸産業保安監督署)	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物設置者データベースの精度向上 ・自家用、電気工事業者に対する立入検査時に、PCB電気工作物の有無について確認(今年度34事業者実施予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用、電気工事業者に対する立入検査時に早期処理促進を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省のパンフレットパンフレットを配布 ・電話相談時に早期処理について説明
中国四国	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物設置者データベースの精度向上 ・都道府県市からのフィードバック情報を基に自家用電気工作物設置者に確認し、必要な届出を提出させPCBデータベースに反映 ・都道府県市からの求めがあったときには、迅速にPCB関係データを提供(4件、3者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物立入検査時に都道府県市が作成したリーフレットを配布 ・電気工事業者立入検査時にPCB含有電気工作物を施設している自家用電気工作物設置者に対し早期処理の周知 ・PCB使用届出書等や電気事故報告等を受理する際に電気保安法人等に対して期限内の処分義務等を説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー・タービン主任技術者会議において、環境省・JESCO作成のパンフレットを配布(2月28日開催、約150名出席) ・電気主任技術者が出席する懇談会(施策説明会)において改正PCB特措法関連について説明(4月8日開催、約50名参加) ・事業者向け説明会(3月4日開催)の案内文を電気保安法人(33者)に通知し参加を促進 ・ホームページに早期処理について周知 ・パブリックコメントの資料をホームページに掲載するとともに、電気保安法人等(約40者)に通知文を送付
中国四国 (四国支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物設置者データベースの精度向上 ・自家用電気工作物立入検査時に、PCB電気工作物の有無について確認 ・自治体からPCB電気工作物の届出に係る情報の提供依頼があった時に関係データを提供(1件、1者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・課電自然循環洗浄の適正な適用の指導(2件実施) ・自家用電気工作物設置者、電気工事業者立入検査時に、PCB特措法に基づく期限内の処分義務等を説明 ・来客対応時等で環境省のパンフレットを配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・当支部の関係機関が配布する会報等における周知 ・事業者向け説明会の参加周知(2月5日 高松市開催分)
九州	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物設置者データベースの精度向上 ・自家用電気工作物立入検査時に、PCB電気工作物の有無について確認(計9者) ・自治体からPCB電気工作物の届出に係る情報の提供依頼があった時に関係データを提供(計3自治体) 	<ul style="list-style-type: none"> ・課電自然循環洗浄の適正な適用の指導(1件実施) ・来客対応時等で環境省のパンフレットを配布 ・自家用電気工作物設置者、電気工事業者立入検査時に、PCB特措法に基づく期限内の処分義務等を説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにてPCB廃棄物の期限内処理について周知 ・電力安全課窓口に環境省のパンフレットを常置
那覇	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物設置者データベースの精度向上 ・自家用電気工作物立入検査時に、PCB電気工作物の有無について確認(今年度30事業場実施予定) ・自治体からPCB電気工作物の届出に係る情報の提供依頼があった時に関係データを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・来客対応時等で環境省のパンフレットを配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気主任技術者会議(5月開催)において、PCB廃棄物の期限内処理についての説明及び環境省のパンフレットの配布 ・事務所に環境省JESCOのパンフレットを常置

各地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会における各関係団体の取組の概要

JESCO事業エリアの地方公共団体	掘り起こし調査	未処理事業者へ早期処理促進	周知
北海道 (室蘭)	<ul style="list-style-type: none"> 掘り起こし調査マニュアルに基づき調査 自治体内での掘り起こし調査 調査票未返信の事業者にフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 保管事業者へ立入検査 PCB特別措置法に基づく届出時の指導 保管事業者や市町村への通知、協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙、新聞広告による啓発 事業者説明会の開催 保管事業者や自治体への周知・協力依頼文書を発送 JESCO開催の事業者説明会の周知 産業廃棄物協会の会員への周知
東京	<ul style="list-style-type: none"> 自家用電気工作物設置者情報から掘り起こし 未返信の事業者にフォロー調査 アンケート調査に基づく立入調査の実施 庁内について施設を持つ所管を対象に説明会を開催 庁内の電気設備について対象施設や部署に再確認を行わせ、報告書の提出要求 庁内の使用中電気工作物の保有調査を行い、PCBの含有が不明なものは濃度分析 	<ul style="list-style-type: none"> 届出事業者に立入検査 保管事業者に対して届出書の提出の依頼の際に早期処理に関する通知を実施 窓口での届出受付等の際に、登録の有無や処理予定時期などを確認 立入検査の際に環境省のパンフレットを配布 届出事業者に対して立入検査時にJESCOへの登録状況の確認等を行い指導・啓発 チラシを配布し早期処理の促進 	<ul style="list-style-type: none"> JESCOと合同で安定器汚染物等説明会を開催 区市町村連絡会及び庁内関係者連絡会の開催 JESCOと共催し、少量保管事業者に対する説明会を実施 庁内保管者向け説明会を開催 事業者向け説明会を開催 特別管理産業廃棄物説明会でPR (公社)全日本不動産協会神奈川県本部へ、会員へ安定器の早期処理に関するチラシの配布及びホームページへの掲載を依頼した。 ホームページにPCBの記事を掲載 会報誌に記事を掲載 自治体の広報紙にPCBの記事を掲載 他自治体と共同でポスターを作成 近隣センターや庁舎の掲示板等にPCB廃棄物処理についての啓発ポスターを掲載 市町村や関係団体へ特措法改正の通知を発送
豊田	<ul style="list-style-type: none"> 自家用電気工作物設置者情報から掘り起こし 未返信の事業者にフォロー調査 電気関係団体への掘り起こし調査への協力依頼 産廃協会、環境保全協会の広報誌に掘り起こし調査への協力依頼を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 保管状況等届出の案内を送付する際、早期処理及び特別登録・調整協力割引制度について周知 未処理事業者へ早期処理について市長名で通知を送付 JESCOと共同で立入検査 立入検査の際にパンフレットを配布 管内の保管事業者によるJESCO豊田への重点搬入が概ね終了したことから、未処理事業者への立入調査やJESCO豊田と協力して搬入時期を含めた交渉を実施 PCB廃棄物保管又はPCB含有電気機器使用事業所に対し、JESCO登録、法改正の情報、PCB特措法の届出案内等に係る文書を送付 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が発行している広報紙の早期処理の記事を掲載 未処理事業者への処理案内通知を送付 会報誌にPCB使用製品の保有の確認や処理推進に係る記事を掲載 商工会議所連合会が主催する会議において、PCB廃棄物の適正保管や早期処理等について説明 電気保安協会主催の電気工作物設置者を対象としたセミナーにおいて、PCBの処理や法改正等の周知 ホームページに安定器等の特別登録についての情報提供 産廃処理業界及び電気保安関係業界など事業者団体の機関誌への記事の掲載 新聞広告へPCBに関する記事の掲載 商工会議所広報で掘り起こしや早期処理に関する記事の掲載
大阪	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に環境省から入手した自家用電気工作物設置者リストから掘り起こし 未返信の事業者へフォロー調査 電気関係団体の担当者に保管事業者への立入調査の立会いや使用中電気機器の情報提供等の協力を依頼 高濃度PCB機器を保有している可能性がある事業者には電話連絡を随時実施 電気保安協会へ掘り起こしのためのデータ提供を依頼し入手して掘り起こし調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 届出事業者や問い合わせ事業者、掘り起こし調査で新たに保管が判明した事業者等に対して立入検査や電話連絡 届出事業者に通知文の送付を行い早期処理について指導・啓発 庁内・市町村及び事業者向けの説明会を開催し、早期処理について指導・啓発 新しく高濃度PCB廃棄物が発生した事業者には立入検査を行い、JESCOへの登録を指導 県内の全市町村に個別説明 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体主催の説明会を実施し、PCB特措法改正や早期処理等について周知 PCB特措法に基づく保管状況等届出の案内送付の際や届出書提出時に、チラシを配付する等により周知 自治体のホームページや広報紙で早期処理等について周知 早期処理等について、一斉に広報誌等による周知をするよう、市町や関係団体へ依頼 関係団体にチラシ配付、広報誌掲載、ホームページ掲載、メルマガ送信等を依頼するとともに、団体が開催する説明会等で説明を実施 関係団体の説明会や電気使用安全月間講習会等でPCBについて説明し啓発 解体工事を行う業者に対し、PCB含有電気機器に関する周知 関係団体に早期処理の啓発チラシ配布の協力を依頼
北九州	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に環境省から入手した自家用電気工作物設置者リストから掘り起こし 従業員10人以上の事業者を対象に掘り起こし調査を実施 掘り起こし調査未回答の事業者へはコールセンターを開設し対応 経済センサスから情報をもらい調査 未返信の事業者へフォロー調査 未達事業者へ追跡調査 JESCO登録を促進 中小企業等が保有するPCB含有不明の電機機器の分析費用に助成金を出し、PCB含有機器の実態把握の促進 低濃度PCBについて自家用電気工作物設置者等から掘り起こし 固定資産の登記情報を税部局から入手し、昭和52年3月以前の建物に掘り起こし 自治体保有の安定器の調査を行った 	<ul style="list-style-type: none"> 保管事業者に年1回以上立入検査をし、早期処理を指導 保管事業者に早期処理の説明会を実施 高濃度PCB含有機器を保管している事業者へJESCOとの個別面談 JESCO未登録事業者へ周知 毎年の保管状況の届出時に事業者にヒアリングを行い早期処理について説明 解体工事の届出窓口である土木建築事務所等に対象建築物に残存するPCBの注意喚起を促すためにリーフレットを配布 高濃度PCB保管事業者及び濃度不明機器保管事業者へ早期処理について通知文を送付 立入検査時にヒアリング 特措法届出事業者に電話し、処分時期のヒアリング及び早期処理の周知 産業保安監督部、電気保安協会、電気管理技術者協会とともに連絡会を開催し連携 処理費用や収集運搬費、買換費用の融資制度を運営し活用 安定器を多量に保管、使用している事業者に処理の見通しをヒアリング JESCOと未登録事業者との意見交換の場を設け未処理事業者の早期処理に向けた取組を指導 	<ul style="list-style-type: none"> 保安協会にPCB使用製品を保有する事業者へ早期処理の啓発の依頼 新聞やテレビ、自治体の広報紙、ラジオ等を活用 ホームページに早期処理について記事掲載 数自治体で協力して啓発広告を作成 新聞広告により早期処理を周知 適正処理講習会を開催 業界誌へ記事の掲載 環境省発行のパンフレットの配布 ポスターを作成し、コンビニに貼って周知 経産省主催の電気安全セミナーで早期処理について説明 事業者説明会で早期処理について説明 JESCO立地自治体の北九州市とJESCOを招いて管内の事業者向けに説明会を開催 建設事業者に向けてPCB廃棄物について説明